

投資信託累積投資約款  
【新旧対照表（主な改定条項のみ記載）】

2023年10月1日改定

新	旧
<p>(個別累積投資取引の申込方法)</p> <p>第4条 申込者が、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、前条規定の申込みをした上で、当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、署名押印し、当行にご提出いただくことによって申し込むものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託、および当行が別に定める「非課税上場株式等管理<b>および</b>、非課税累積投資<b>および</b>特定<b>非課税累積投資</b>に関する約款（以下、本条において「当該約款」といいます。）」により、申込者が<b>特定累積投資勘定に係る累積投資契約</b>に基づく取引（以下「つみたて<b>NISA投資枠</b>」）といいますが、以下の取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行ホームページに掲載するものとします。</p> <p>ただし、当該約款により、つみたて<b>NISA投資枠</b>での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて<b>NISA投資枠</b>以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p> <p>百五積立投信の申込方法等については「百五積立投信取扱規定」によるものとし、つみたて<b>NISA投資枠</b>での取得のお申込みをされる場合には、当該約款の規定にも従うものとします。</p>	<p>(個別累積投資取引の申込方法)</p> <p>第4条 申込者が、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、前条規定の申込みをした上で、当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、署名押印し、当行にご提出いただくことによって申し込むものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託、および当行が別に定める「非課税上場株式等管理<b>および</b>非課税累積投資に関する約款（以下、本条において「当該約款」といいます。）」により、申込者が<b>非課税累積投資契約</b>に基づく取引（以下「つみたて<b>NISA</b>」）といいますが、以下の取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行ホームページに掲載するものとします。</p> <p>ただし、当該約款により、つみたて<b>NISA</b>での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて<b>NISA</b>以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p> <p>百五積立投信の申込方法等については「百五積立投信取扱規定」によるものとし、つみたて<b>NISA</b>での取得のお申込みをされる場合には、当該約款の規定にも従うものとします。</p>
<p>(買付方法、時期および価額)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の買付けに伴う取得価額は、原則として買付約定日の基準価額に所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。なお、申込者がつみたて<b>NISA投資枠</b>での買付けの申込みをされる場合には、販売および解約に<b>かかる係る</b>手数料ならびに取引口座の管理、維持等に<b>かかる係る</b>口座管理料はいただいております。</p>	<p>(買付方法、時期および価額)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の買付けに伴う取得価額は、原則として買付約定日の基準価額に所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。なお、申込者がつみたて<b>NISA</b>での買付けの申込みをされる場合には、販売および解約に<b>かかる</b>手数料ならびに取引口座の管理、維持等に<b>かかる</b>口座管理料はいただいております。</p>
<p>(合意管轄)</p> <p>第12条 この約款に基づく取引に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p>	<p>(合意管轄)</p> <p>第12条 この約款に基づく取引に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p>
<p>附 則</p> <p>第1条 この約款は、<b>2024年1月1日より適用</b>します。</p>	<p>2007年1月制定 2015年10月改定 2017年10月改定 2020年4月改定</p>

2007年1月制定 2015年10月改定 2017年10月改定 2020年4月改定 2023年10月改定	
------------------------------------------------------------------	--

特定口座および特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規程  
【新旧対照表（主な改定条項のみ記載）】

2023年10月1日改定

新	旧
<p>(規程の趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、お客さま（個人のお客さまに限ります。以下「申込者」といいます。）が株式会社百五銀行（以下「当行」といいます。）において設定する特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。）に関し、特定口座内保管上場株式等（<b>ための</b>特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるための事項を定めるものです。なお、この約款において「上場株式等」とは、租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、国債、地方債および投資信託受益権をいいます。</p> <p>(特定口座を通じた取引)</p> <p>第6条</p> <p>2 前項にかかわらず、非課税上場株式等管理<b>および</b>、非課税累積投資<b>および</b>特定<b>非課税</b>累積投資に関する約款に基づく非課税口座を開設されている申込者（購入に係る取引については、その年分の特定非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられている申込者に限ります。）については、国内公募非上場株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）の取引を当該課税口座に設けられる<b>特定</b>非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。</p> <p>(合意管轄)</p> <p>第21条 申込者と当行との間のこの契約に関する訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この改正規程は、2017年10月2日より適用します。</p> <p>第2条 この改正規程は、2020年4月1日より適用します。</p> <p><b>第3条 この改正規程は、2024年1月1日より適用します。</b></p> <p style="text-align: right;">以 上 2017年10月改定 2020年4月改定 <b>2023年10月改定</b></p>	<p>(規程の趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、お客さま（個人のお客さまに限ります。以下「申込者」といいます。）が株式会社百五銀行（以下「当行」といいます。）において設定する特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。）に関し、特定口座内保管上場株式等（<b>ための</b>特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるための事項を定めるものです。なお、この約款において「上場株式等」とは、租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、国債、地方債および投資信託受益権をいいます。</p> <p>(特定口座を通じた取引)</p> <p>第6条 。</p> <p>2 前項にかかわらず、非課税上場株式等管理<b>および</b>非課税累積投資に関する約款に基づく非課税口座を開設されている申込者（購入に係る取引については、その年分の非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられている申込者に限ります。）については、国内公募非上場株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）の取引を当該課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。</p> <p>(合意管轄)</p> <p>第21条 申込者と当行との間のこの契約に関する訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この改正規程は、2017年10月2日より適用します。</p> <p>第2条 この改正規程は、2020年4月1日より適用します。</p> <p style="text-align: right;">以 上 2017年10月改定 2020年4月改定</p>

非課税上場株式等管理**および**、非課税累積投資**および**特定非課税累積投資に関する約款  
【新旧対照表（主な改定条項のみ記載）】

2023年10月1日改定

新	旧
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客さま（第2条第7項に規定する個人のお客さまに限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税<b>および</b>法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社百五銀行（以下「当行」といいます。）に開設する非課税口座に係る非課税上場株式等管理契約<b>および</b>、非課税累積投資契約<b>および</b>特定非課税累積投資契約（法第37条の14第5項第2号<b>および</b>、第4号<b>および</b>第6号に規定されるものをいいます。以下同じです。）に関する事項を定めるものです。</p> <p>2 お客さまが当行で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第<b>4</b>号に規定する「<b>特定</b>非課税累積投資契約」を締結されるには、あらかじめ当行との間で「投資信託累積投資約款」「百五積立投信取扱規定」を締結いただくことが必要です。</p> <p>(非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客さまが特例の適用を受けるため、非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（<b>非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。</b>）に必要事項を記入のうえ、それに当行の定める一定の書類を添付して、当行に提出してください。</p> <p>3 前項にかかわらず、お客さまが、すでに他の金融商品取引業者等に<b>非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）</b>または<b>累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）</b>特定累積投資勘定（この契約に基</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客さま（第2条第7項に規定する個人のお客さまに限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税<b>および</b>法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社百五銀行（以下「当行」といいます。）に開設する非課税口座に係る非課税上場株式等管理契約<b>および</b>非課税累積投資契約（法第37条の14第5項第2号<b>および</b>第4号に規定されるものをいいます。以下同じです。）に関する事項を定めるものです。</p> <p>2 お客さまが当行で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税累積投資契約」を締結されるには、あらかじめ当行との間で「投資信託累積投資約款」「百五積立投信取扱規定」を締結いただくことが必要です。</p> <p>(非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客さまが特例の適用を受けるため、非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）に必要事項を記入のうえ、それに当行の定める一定の書類を添付して、当行に提出してください。</p> <p>3 前項にかかわらず、お客さまが、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）または累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）が設けられている場合において、</p>

づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第37条の14第5項第7号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。) ならびに特定非課税管理勘定(この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第37条の14第5項第8号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。) が設けられている場合において、当該**非課税管理勘定または累積投資勘定特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定**が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書(法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じです。) を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。

3の2 前項のお客さまが既に当行に非課税口座を開設されており、当該口座に**非課税管理勘定特定累積投資勘定または累積投資勘定特定累積投資勘定**を設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書のみ**その他当行所定の書類**を当行に提出してください。

4 第1項および第2、3項にかかわらず、お客さまが、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書(法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じです。) を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の**非課税管理勘定または累積投資勘定特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定**にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。

5 第1項、第3項または第4項の際、お客さまには、租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第18条の15の3第24、19項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険証の被保険者証、国

当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書(法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じです。) を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。

3の2 前項のお客さまが既に当行に非課税口座を開設されており、当該口座に非課税管理勘定または累積投資勘定を設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書のみを当行に提出してください。

4 第1項および第2項にかかわらず、お客さまが、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書(法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じです。) を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。

5 第1項、第3項または第4項の際、お客さまには、租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第18条の15の3第24項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険証の被保険者証、国民

民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

7 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満2018歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客さまに限られます。

~~7の2 成年年齢に係る平成31年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、前項の「満20歳」を「満18歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で満19歳、満20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。以下同じです。~~

11 2023年12月31日においてお客さまが当行に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当行は、お客さまが2024年1月1日において、当行と法第37条の14第5項第1号八に定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当行に、第7条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客さまは除かれます。

~~（非課税管理勘定の設定）~~

~~第3条 お客さまが特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、「非課税適用確認書」、「廃止通知書」、「非課税口座簡易開設届出書」または「非課税口座開設届出書」に記載の非課税管理勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。~~

~~2 当行に非課税口座を開設しているお客さまで、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。~~

年手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

7 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客さまに限られます。

7の2 成年年齢に係る平成31年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、前項の「満20歳」を「満18歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で満19歳、満20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。以下同じです。

（新設）

（非課税管理勘定の設定）

第3条 お客さまが特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、「非課税適用確認書」、「廃止通知書」、「非課税口座簡易開設届出書」または「非課税口座開設届出書」に記載の非課税管理勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 当行に非課税口座を開設しているお客さまで、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。

3—すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る非課税管理勘定も当行に設けようとする場合には、第7条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」および法その他の法令で定める書類を当行に提出してください。この場合、第2条第1項および第5項の規定を準用します。ただし、第2条第8項ただし書きの規定に該当する場合は、この限りではありません。

4—非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税適用確認書）または「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」が年の中途において提出された場合における、当該提出された日の属する年（その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

#### （累積投資勘定の設定）

第3条の2—お客さまが特例の適用を受けるための累積投資勘定は、「非課税適用確認書」、「廃止通知書」、「非課税口座簡易開設届出書」または「非課税口座開設届出書」に記載の累積投資勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。

2—前条第2項の規定は、当行に非課税口座を開設しているお客さまで、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。

3—前条第3項の規定は、すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合に、準用します。

4—累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」または「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」が年の中途において提出された場合における、当該提出された日の属する年（その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座

3—すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る非課税管理勘定も当行に設けようとする場合には、第7条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」および法その他の法令で定める書類を当行に提出してください。この場合、第2条第1項および第5項の規定を準用します。ただし、第2条第8項ただし書きの規定に該当する場合は、この限りではありません。

4—非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税適用確認書）または「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」が年の中途において提出された場合における、当該提出された日の属する年（その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

#### （累積投資勘定の設定）

第3条の2—お客さまが特例の適用を受けるための累積投資勘定は、「非課税適用確認書」、「廃止通知書」、「非課税口座簡易開設届出書」または「非課税口座開設届出書」に記載の累積投資勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。

2—前条第2項の規定は、当行に非課税口座を開設しているお客さまで、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。

3—前条第3項の規定は、すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合に、準用します。

4—累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」または「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」が年の中途において提出された場合における、当該提出された日の属する年（その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座

<p>の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>(特定累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の3 お客さまが特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、2024年以後の各年において設けられます。</p> <p>2 当行に非課税口座を開設しているお客さまで、その年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の特定累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の特定累積投資勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>3 すでに当行に非課税口座を開設しているお客さま（当該お客さまが、他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていた場合、またはその年分の翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることになっている場合を除く）が、新たに特定累積投資勘定を当行に設けようとする場合には、第7条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」その他当行の定める一定の書類を当行に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第5項の規定を準用します。</p> <p>4 特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）に設けられます。</p>	<p>の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(特定非課税管理勘定の設定)

第3条の4 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

(非課税管理勘定または累積投資勘定における処理)

第4条

3 特定非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第5条 非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。~~この場合、第8条（非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲）第2号の定めにかかわらず、~~終了する非課税管理勘定に係る上場株式等は、当該非課税管理勘定から、お客さまが当行に開設されている非課税口座に新たに設けられる他の年分の非課税管理勘定に移管することができます。

2 前項の規定にかかわらず、~~第6条第2項または第7条第2項~~または施行令第25条の13の2第3項の規定の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。

3 第1項の終了時点で非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

① ~~お客さまから当行所定の期限までに当行に対して第8条第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合~~非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

②① ~~お客さまが当行に特定口座を開設していない場合または特定口座を開設している場合~~お客さまから当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管

③② ~~前各号に掲げる場合以外の場合~~ 特定口座への移管

(累積投資勘定終了時の取扱い)

第5条の2

2 前項の規定にかかわらず、~~第6条第2項または第7条第2項~~または施行令第25条の13の2第3項の規定の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。

(新設)

(非課税管理勘定または累積投資勘定における処理)

第4条

(新設)

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第5条 非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。この場合、第8条（非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲）第2号の定めにかかわらず、終了する非課税管理勘定に係る上場株式等は、当該非課税管理勘定から、お客さまが当行に開設されている非課税口座に新たに設けられる他の年分の非課税管理勘定に移管することができます。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項または第7条第2項または施行令第25条の13の2第3項の規定の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。

3 第1項の終了時点で非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

① ~~お客さまから当行所定の期限までに当行に対して第8条第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合~~ 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

② ~~お客さまが当行に特定口座を開設していない場合または特定口座を開設している場合~~お客さまから当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管

③ ~~前各号に掲げる場合以外の場合~~ 特定口座への移管

(累積投資勘定終了時の取扱い)

第5条の2

2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項または第7条第2項または施行令第25条の13の2第3項の規定の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。

(特定累積投資勘定終了時の取扱い)

第5条の3 この約款に基づき設定した特定累積投資勘定は、第6条第2項もしくは第7条第2項の規定により特定累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。

2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

- ① お客さまから当行に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

(特定非課税管理勘定終了時の取扱い)

第5条の4 この約款に基づき設定した特定非課税管理勘定は、第6条第2項もしくは第7条第2項の規定により特定非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了いたします。

2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

- ① お客さまから当行に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

(金融商品取引業者等変更届出書の提出および**非課税管理勘定または累積投資勘定特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定**の廃止)

第6条 お客さまが当行に開設されている非課税口座に設けられるべき**非課税管理勘定または累積投資勘定特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定**を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座（以下「他の非課税口座」といいます。）に設けようとする場合には、当該**非課税管理勘定または累積投資勘定特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定**が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（租税特別措置法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。この場合、当該**非課税管理勘定特定累積投資勘定または累積投資勘定特定非課税管理勘定**にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。

2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の**非課税管理勘定または累積**

(新設)

(新設)

(金融商品取引業者等変更届出書の提出および**非課税管理勘定または累積投資勘定の廃止**)

第6条 お客さまが当行に開設されている非課税口座に設けられるべき**非課税管理勘定または累積投資勘定**を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座（以下「他の非課税口座」といいます。）に設けようとする場合には、当該**非課税管理勘定または累積投資勘定**が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（租税特別措置法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。この場合、当該**非課税管理勘定または累積投資勘定**にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。

2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の**非課税管理勘定または累積**

投資勘定特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が当行にすでに設けられているときは、当該非課税管理勘定または累積投資勘定特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。

- 3 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。）においては、第3条の3第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定、累積投資勘定、または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条の3第2項および第3条の2第2項の規定による場合は、この限りではありません。

（非課税口座廃止届出書の提出）

第7条 お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（租税特別措置法第37条の14第16項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。

- 3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定または累積投資勘定特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられることとされているときは、当行はお客さまに対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

~~（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）~~

~~第8条 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。~~

- ~~①次に掲げる上場株式等で、第3条第4項の規定に基づき当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額、日の移管により所定の方法で受け入れる上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。第11条第2項において同じです。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもののみを受け入れます。~~

投資勘定が当行にすでに設けられているときは、当該非課税管理勘定または累積投資勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。

- 3 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。）においては、第3条第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条第2項および第3条の2第2項の規定による場合は、この限りではありません。

（非課税口座廃止届出書の提出）

第7条 お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（租税特別措置法第37条の14第16項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。

- 3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとされているときは、当行はお客さまに対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第8条 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。

- ①次に掲げる上場株式等で、第3条第4項の規定に基づき当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額、日の移管により所定の方法で受け入れる上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。第11条第2項において同じです。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもののみを受け入れます。

イ—お客さまが、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行で募集、または買付のお申し込みをされて取得した当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの

ロ—他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けたお客さまの非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座（租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。））に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）をいいます。以下、この条において同じ。）から、施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）

②—施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託

③—当該非課税管理勘定で管理されている株式投資指針の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの

—（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）—

第8条の2—当行は、お客さまの非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約（当行の「投資信託累積投資約款」「百五積立投信取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。））に限り受け入れます。

①—第3条の2第4項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の

イ お客さまが、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行で募集、または買付のお申し込みをされて取得した当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの

ロ—他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けたお客さまの非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座（租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。））に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）をいいます。以下、この条において同じ。）から、施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）

②—施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託

③—当非課税管理勘定で管理されている株式投資指針の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの

—（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）—

第8条の2 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約（当行の「投資信託累積投資約款」「百五積立投信取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。））に限り受け入れます。

①—第3条の2第4項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の

額をいいます。)の合計額が40万円(②に掲げる累積投資上場株式等がある場合には、当該累積投資上場株式等の取得に要した金額として租税特別措置法施行令第25条の13第22項で定める金額を控除した金額)を超えないもの

②租税特別措置法施行令第25条の13第23項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定(当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。)から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等

③—当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの

2—第1項の定めにしたがい累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引に際しては、販売および解約に係る手数料ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいておりません。

3—お客さまが当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、または平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書」が提出されたことで、当行の「投資信託累積投資約款」「百五積立投信取扱規定」によりお客さまが取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、同条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第8条の3 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる特定累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約(当行の「投資信託累積投資約款」、「百五積立投信取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じです。)に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託(累積投資上場株式等に限り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。)のみを受け入れます。

① 第3条の3第4項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額(購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。)の合計額が

額をいいます。)の合計額が40万円(②に掲げる累積投資上場株式等がある場合には、当該累積投資上場株式等の取得に要した金額として租税特別措置法施行令第25条の13第22項で定める金額を控除した金額)を超えないもの

②租税特別措置法施行令第25条の13第23項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定(当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。)から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等

③ 当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの

2 第1項の定めにしたがい累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引に際しては、販売および解約に係る手数料ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいておりません。

3 お客さまが当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、または平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書」が提出されたことで、当行の「投資信託累積投資約款」「百五積立投信取扱規定」によりお客さまが取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、同条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

(新設)

<p>120万円を超えないもの（当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている、買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなることにおける当該特定累積投資上場株式等を除く。）</p>	
<p>② 当該特定累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の特定累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p>	
<p>2 前項の規定に基づき、特定累積投資勘定に受け入れられる株式投資信託の取引については、販売および解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいております。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 お客さまが当行において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、または平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当行の「投資信託累積投資約款」「百五積立投資取扱規定」によりお客さまが取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されま</p>	<p>(新設)</p>
<p>(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第8条の4 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定においては、次の各号に定める株式投資信託のみを受け入れます。</p>	
<p>① お客さまが、第3条の4に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りま</p> <p>す。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。）の合計額が240万円を超え</p>	

ないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときを除く。）

イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合

ロ 当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている、買付けの委託等により取得した特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

② 当該特定非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の特定非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録する方法により行うもの

2 特定非課税管理勘定には、次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。

① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの

イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること

(新設)

□ 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること

(譲渡の方法)

第9条 お客さまは、非課税管理勘定**または**、累積投資勘定、**特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定**において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

(累積投資勘定**または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定**を設定した場合の所在地確認)

第9条の2 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」**または「非課税口座簡易開設届出書」**(「非課税口座開設届出書」**または「非課税口座簡易開設届出書」**の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定**または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定**を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。

- ① 当行がお客さまから**住民票の写し**その他施行規則第18条の**12第4項15の3第6項**に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの**施行令第25条の13第10項第1号同条第7項**に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または**特定署名用電子証明書**等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
- ② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る**累積投資勘定特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定**に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、

(譲渡の方法)

第9条 お客さまは、非課税管理勘定**または**累積投資勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとしてします。

(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第9条の2 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」(「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。

- ① 当行がお客さまから施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの施行令第25条の13第10項第1号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
- ② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお

同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

~~（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）  
第9条の3—お客さまが当行に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には当行に対して「非課税口座異動届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります（ただし、当該届出書が提出される日以前に、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該提出された年の勘定の種類を変更することはできず、「非課税口座異動届出書（勘定変更用）」を提出された年の翌年以降に設けられることとなっている勘定の種類を変更することしかできません）—~~

（非課税口座内上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税等）

#### 第10条

3の2 お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託に係る第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。

3の3 お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託に係る第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。

（非課税口座での取引である旨のお申し出）

第11条 お客さまが**特定**非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行での募集の取扱いにより、第8条の4第1項第1号の規定に基づき取得した上場株式等を当該**特定**非課税管理勘定**または累積投資勘定**に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、**また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約により第8条の3第1項第1号の規定に基づき取得した上場株式等を非課税口座特定累積投資勘定に受け入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際**

お客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）  
第9条の3 お客さまが当行に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には当行に対して「非課税口座異動届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります（ただし、当該届出書が提出される日以前に、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該提出された年の勘定の種類を変更することはできず、「非課税口座異動届出書（勘定変更用）」を提出された年の翌年以降に設けられることとなっている勘定の種類を変更することしかできません）。

（非課税口座内上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税等）

#### 第10条

（新設）

（新設）

（非課税口座での取引である旨のお申し出）

第11条 お客さまが非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行での募集の取扱いにより、第8条第1号の規定に基づき取得した上場株式等を当該非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、累積投資契約に基づき取得した上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合は当該契約締結の際に、当行に対して非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。なお、非課

に、当行に対して非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。なお、**非課税特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約**においては、当該各年の**特定累積投資勘定**が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「**受入期間**」といいます。）に取得することとなる上場株式等の購入の代価が、**40120万円**を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

2 前項の規定により、当該**特定非課税管理勘定**で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が**120240万円**を超える場合には、当該**120240万円**を超える部分の上場株式等について、**非課税または当該特定累積投資契約の勘定で受け入れようとする場合**において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分および過去の年分の**累積投資勘定特定累積投資勘定**で保有する投資信託の分配金に限ります。）による上場株式等の取得により、受入期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が**40120万円**を超える場合は、当該**40120万円**を超える部分の上場株式等については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。

3 前項の規定については、当行が適当と認める所定の手続きによって非課税**管理勘定口座**または特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。

4 お客さまが非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有されている場合には、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。

なお、お客さまが当行の非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡される場合において、当該上場株式等と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れられている場合、**または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合**には、先に受け入れられたものから譲渡することとさせていただきます。

5 百五積立投信申込書兼累積投資申込書を当行に提出し、百五積立投信取扱規定に基づき、お客さまがあらかじめ指定する銘柄の受益権を自動的に取得する場合（**特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れる場合を除く。**ただし第2項に規定する分配金再投資の場合を含む。）、買付優先区分を「非課税口座（NISA）として指定している際には非課税口座にて優先買付を行います。また、非課税口座を廃止した場合、買付は特定口座開設済の場合は特定口座にて、特定口座未開設の場合は一般

税累積投資契約においては、当該各年の累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に取得することとなる上場株式等の購入の代価が、40万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

2 前項の規定により、当該非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合には、当該120万円を超える部分の上場株式等について、非課税累積投資契約の場合において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分および過去の年分の累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。）による上場株式等の取得により、受入期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が40万円を超える場合は、当該40万円を超える部分の上場株式等については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。

3 前項の規定については、当行が適当と認める所定の手続きによって非課税管理勘定または特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。

4 お客さまが非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有されている場合には、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。

なお、お客さまが当行の非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡される場合において、当該上場株式等と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとさせていただきます。

5 百五積立投信申込書兼累積投資申込書を当行に提出し、百五積立投信取扱規定に基づき、お客さまがあらかじめ指定する銘柄の受益権を自動的に取得する場合（非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れる場合を除く。ただし第2項に規定する分配金再投資の場合を含む。）、買付優先区分を「非課税口座（NISA）として指定している際には非課税口座にて優先買付を行います。また、非課税口座を廃止した場合、買付は特定口座開設済の場合は特定口座にて、特定口座未開設の場合は一般口座に

口座にて買い付けとなります（百五積立投信契約変更・解除申込書を当行に提出し、積立投信契約の解除を行わない限り、買付は引き続き行われます）。

（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

第12条 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定~~または~~、累積投資勘定、~~特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定~~から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、~~第8条第1号口および第2号に規定する移管に係るもの、第8条第3号または第8条の2第1項第2号によるもの~~および特定口座への移管に係るものを除きます。）をされた場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった上場株式等を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

（非課税口座年間取引報告書の送付）

第13条 当行は、法第37条の14第~~31~~**34**項および施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。

（届出事項の変更）

第14条 「非課税口座開設届出書」~~または「非課税口座簡易開設届出書」~~の提出後に、当行にお届いただいたご氏名、ご住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客さまは遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。）により当行にお届いただくこととします。また、その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまには「個人番号カード」等および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。

附 則

第1条 この約款は、2016年1月1日より適用します。

て買い付けとなります（百五積立投信契約変更・解除申込書を当行に提出し、積立投信契約の解除を行わない限り、買付は引き続き行われます）。

（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

第12条 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定または累積投資勘定から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第8条第1号口および第2号に規定する移管に係るもの、第8条第3号または第8条の2第1項第2号によるものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。）をされた場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった上場株式等を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

（非課税口座年間取引報告書の送付）

第13条 当行は、法第37条の14第31項および施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。

（届出事項の変更）

第14条 「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に、当行にお届いただいたご氏名、ご住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客さまは遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。）により当行にお届いただくこととします。また、その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまには「個人番号カード」等および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。

附 則

第1条 この約款は、2016年1月1日より適用します。

第2条 この約款は、2020年4月1日より適用します。ただし、第9条の3に係る改正は、2020年1月6日に遡って適用します。

第3条 この約款は、2021年4月1日より適用します。

第4条 この約款は、2022年4月1日より適用します。ただし、第2条の8に係る改正は、2022年1月4日に遡って適用します。

第5条 この約款は、2024年1月1日より適用します。

以上

2017年10月改定

2018年9月改定

2019年1月改定

2020年4月改定

2021年4月改定

2022年4月改定

2023年10月改定

第2条 この約款は、2020年4月1日より適用します。ただし、第9条の3に係る改正は、2020年1月6日に遡って適用します。

第3条 この約款は、2021年4月1日より適用します。

第4条 この約款は、2022年4月1日より適用します。ただし、第2条の8に係る改正は、2022年1月4日に遡って適用します。

以上

2017年10月改定

2018年9月改定

2019年1月改定

2020年4月改定

2021年4月改定

2022年4月改定

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款  
【新旧対照表（主な改定条項のみ記載）】

2023年10月1日改定

新	旧
<p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>(未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。</p> <p>4 お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載若しくは記録または預入れがされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じ</p>	<p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>(未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。</p> <p>4 お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載若しくは記録または預入れがされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じ</p>

た場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。

- 5—当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年1月1日において17歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)

第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条および第24条第1項を除き、以下同じ。)) (以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限り)の1月1日に設けられます。

- 2—前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(設定しようとする非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

- 3—未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年に限り)の1月1日に設けられます。

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

た場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。

- 5—当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年1月1日において17歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)

第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条および第24条第1項を除き、以下同じ。)) (以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限り)の1月1日に設けられます。

- 2—前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(設定しようとする非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

- 3—未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年に限り)の1月1日に設けられます。

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 受入期間内に当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定により移管がされる上場株式等

③租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

2 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、前項第1号ロ租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

② 当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理

第5条 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 受入期間内に当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定により移管がされる上場株式等

③租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

2 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

② 当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられ

勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、~~所定の手続きにより~~に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等

- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

（課税未成年者口座等への移管）

第7条 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

- ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号口もしくは第2号または同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

- ② お客さまがその年の1月1日において2018歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管

（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理）

第8条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる上場株式等は、**基準その年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）**の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

（継続管理勘定等への移管）

第10条の2 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

- 2 前項の場合において、お客さまが、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の年末までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。

た日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、所定の手続きにより移管がされる上場株式等

- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

（課税未成年者口座等への移管）

第7条 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

- ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号口もしくは第2号または同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

- ② お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管

（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理）

第8条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

（新設）

（新設）

(出国時の取扱い)

第11条 お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2-4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。

~~3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。~~

(非課税口座のみなし開設)

第26条 2017年から2028年まで2024年以後の各年（その年1月1日においてお客さまが2018歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において2018歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約特定非課税累積投資契約（同項第2-6号に規定する非課税上場株式等管理契約特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

(本契約の解除)

第27条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の⑤各号に掲げる日に本契約は解除されます。

お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが2018歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客さまが2018歳である年の前年12月31日の翌日

附 則

第1条 この約款は、2017年10月2日より適用します。

(出国時の取扱い)

第11条 お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。

3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

(非課税口座のみなし開設)

第26条 2017年から2028年までの各年（その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日に置いて20歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

(本契約の解除)

第27条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の⑤各号に掲げる日に本契約は解除されます。

お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日の翌日

附 則

第1条 この約款は、2017年10月2日より適用します。

<p>第2条 この約款は、2020年4月1日より適用します。</p> <p>第3条 この約款は、2022年4月1日より適用します。</p> <p><del>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</del></p> <p>第4条 この約款は、2024年1月1日より適用します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">2017年10月 2020年4月改定 2022年4月改定 2023年10月改定</p>	<p>第2条 この約款は、2020年4月1日より適用します。</p> <p>第3条 この約款は、2022年4月1日より適用します。</p> <p>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">2017年10月 2020年4月改定 2022年4月改定</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

インターネット投資信託取引規定  
【新旧対照表（主な改定条項のみ記載）】

2023年10月1日改定

新	旧
<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、お客さまが、株式会社百五銀行（以下「当行」といいます。）所定の方法によりパーソナルコンピューターおよびスマートフォン（以下「パソコン等」と総称します。）を使用して、「投資信託受益権振替決済口座管理規程」、「投資信託累積投資約款」、「特定口座および特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規程」、「非課税上場株式等管理<b>および、非課税累積投資および特定非課税累積投資</b>に関する約款」、「百五積立投信取扱規定」、その他の関連する約款および規定（以下「投資信託関連約款等」と総称します。）ならびに「百五ダイレクトバンキング規定」に基づき、インターネットを通じて次条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用される場合の、当行とお客さまの間の取決めです。本規定に「投資信託関連約款等」または「百五ダイレクトバンキング規定」と矛盾する内容を定めた場合には、本規定の定めが優先されます。</p> <p>2 お客さまから同一日に複数の購入に係る注文があり（本サービスに係る注文に限りません。）また、定時定額買付サービスに基づく、第10条第2項に規定する買付申込日における購入に係る注文を含みます。）、その注文に係る、第5条に定める指定預金口座からの引落し金額の総額が、当該指定預金口座の預金残高を超える場合には、そのいずれの注文を執行するかは当行の任意とします。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 この規定は、2019年1月4日より適用します。</p> <p>第2条 この規定は、2020年4月1日より適用します。</p> <p>第3条 この規定は、2022年4月1日より適用します。</p> <p><b>第4条 この規定は、2024年1月1日より適用します。</b></p> <p style="text-align: right;">以 上 2020年4月改定 2022年4月改定 <b>2023年10月改定</b></p>	<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、お客さまが、株式会社百五銀行（以下「当行」といいます。）所定の方法によりパーソナルコンピューターおよびスマートフォン（以下「パソコン等」と総称します。）を使用して、「投資信託受益権振替決済口座管理規程」、「投資信託累積投資約款」、「特定口座および特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規程」、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」、「百五積立投信取扱規定」、その他の関連する約款および規定（以下「投資信託関連約款等」と総称します。）ならびに「百五ダイレクトバンキング規定」に基づき、インターネットを通じて次条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用される場合の、当行とお客さまの間の取決めです。本規定に「投資信託関連約款等」または「百五ダイレクトバンキング規定」と矛盾する内容を定めた場合には、本規定の定めが優先されます。</p> <p>2 お客さまから同一日に複数の購入に係る注文があり（本サービスに係る注文に限りません。）また、定時定額買付サービスに基づく、第10条第2項に規定する買付申込日における購入に係る注文を含みます。）、その注文に係る、第5条に定める指定預金口座からの引落し金額の総額が、当該指定預金口座の預金残高を超える場合には、そのいずれの注文を執行するかは当行の任意とします。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 この規定は、2019年1月4日より適用します。</p> <p>第2条 この規定は、2020年4月1日より適用します。</p> <p>第3条 この規定は、2022年4月1日より適用します。</p> <p style="text-align: right;">以 上 2020年4月改定 2022年4月改定</p>

百五積立投信取扱規定  
【新旧対照表（主な改定条項のみ記載）】

2023年10月1日改定

新	旧
<p>(買付方法、時期および価額)</p> <p>第4条</p> <p>6 1 銘柄あたりの購入金額は投資信託累積投資約款の定めにかかわらず、当行が別に定める金額とします。また、お客さまが「非課税上場株式等管理及び、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」(以下「NISA 約款」といいます。)に基づき、つみたてNISA投資枠での買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入の代価(購入金額から、投資信託累積投資約款第6-5条第2項に規定する所定の手数料および消費税を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は購入金額と同額とします。以下、本項において同じ。)の各年ごとの合計額(つみたてNISA投資枠で複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額)が40120万円を超えることとなるような購入金額の指定はできません。</p> <p>7 年2回まで、購入金額に加え特定月加算額を加算した金額を振替口座から引落し、指定銘柄の購入を申込みことができます。ただし、お客さまが当行の「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款」に基づき、つみたてNISA投資枠での買付けをする場合は、つみたてNISA投資枠で買付けしようとする全銘柄についての、前項の購入金額と本項の特定月加算額(投資信託累積投資約款第6条第2項に規定する所定の手数料および消費税を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は当該特定月加算額とします。)との各年ごとの合計額が40120万円を超えることとなるような特定月加算額の指定はできません。</p>	<p>(買付方法、時期および価額)</p> <p>第4条</p> <p>6 1 銘柄あたりの購入金額は投資信託累積投資約款の定めにかかわらず、当行が別に定める金額とします。また、お客さまが「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款」に基づき、つみたてNISAでの買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入の代価(購入金額から、投資信託累積投資約款第6条第2項に規定する所定の手数料および消費税を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は購入金額と同額とします。以下、本項において同じ。)の各年ごとの合計額(つみたてNISAで複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額)が40万円を超えることとなるような購入金額の指定はできません。</p> <p>7 年2回まで、購入金額に加え特定月加算額を加算した金額を振替口座から引落し、指定銘柄の購入を申込みことができます。ただし、お客さまが当行の「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款」に基づき、つみたてNISAでの買付けをする場合は、つみたてNISAで買付けしようとする全銘柄についての、前項の購入金額と本項の特定月加算額(投資信託累積投資約款第6条第2項に規定する所定の手数料および消費税を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は当該特定月加算額とします。)との各年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような特定月加算額の指定はできません。</p>
<p>(解約)</p> <p>第8条</p> <p>2. 前項に定める場合のほか、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する当行NISA約款(以下、本項において「当該約款」といいます。)に基づく本サービスのご利用については、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申し出いただきます。</p> <p>なお、お客さまが当該解約の申し出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座(特定口座を開設済みのお客さまの場合)または一般口座での買付けとなる場合がありますが、その場合、当行は、裁量により、当行の任意の時期にお客さまから本サービスの解約のお申し出が</p>	<p>(解約)</p> <p>第8条</p> <p>2. 前項に定める場合のほか、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款(以下、本項において「当該約款」といいます。)に基づく本サービスのご利用については、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申し出いただきます。</p> <p>なお、お客様が当該解約の申し出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座(特定口座を開設済みのお客様の場合)または一般口座での買付けとなる場合がありますが、その場合、当行は、裁量により、当行の任意の時期に</p>

あったものとして取扱うことができることとします。

お客様が当該約款第9条の3の規定により、~~累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の種類の変更を行う場合~~非課税管理勘定が新たに設定される日

当該NISA 約款第5条の2-3の規定に基づき、~~特定~~累積投資勘定が廃止される場合 ~~特定~~累積投資勘定が廃止される日

当該NISA 約款第5-15条各号の2の規定により~~非課税~~口座が廃止当該約款に係る契約が解除される場合 ~~非課税~~口座が廃止される当該各号に定める日

(その他)

#### 第9条

5 本規定に別段の定めのないときは、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」および「投資信託累積投資約款」等（お客さまが、つみたてNISA投資枠での買付けをすることができる投資信託の銘柄については、「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資-NISA 約款」(以下、本項において「当該約款」といいます。)を含みます。)の各規定にしたがうものとします。なお、お客さまが非課税上場株式等管理及び非課税累積投資-NISA 約款に基づき、つみたてNISA投資枠での買付けをすることができる投資信託の銘柄として、当行ホームページに掲載した投資信託については、つみたてNISA投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

#### 附 則

第1条 この約款は、2024年1月1日より適用します。

以上

2017年10月2日改定

2020年4月改定

2023年10月改定

お客様から本サービスの解約のお申し出があったものとして取扱うことができることとします。

お客様が当該約款第9条の3の規定により、累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の種類の変更を行う場合 非課税管理勘定が新たに設定される日

当該約款第5条の2の規定に基づき、累積投資勘定が廃止される場合 累積投資勘定が廃止される日

当該約款第5条の2の規定により非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日

(その他)

#### 第9条

5 本規定に別段の定めのないときは、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」および「投資信託累積投資約款」等（お客さまが、つみたてNISAでの買付けをすることができる投資信託の銘柄については、「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款」(以下、本項において「当該約款」といいます。)を含みます。)の各規定にしたがうものとします。なお、お客さまが当該約款に基づき、つみたてNISAでの買付けをすることができる投資信託の銘柄として、当行ホームページに掲載した投資信託については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

以上

2017年10月2日改定

2020年4月改定